



1
6

第1問 答案用紙<1>  
(租税法)

科目順位  
594位

問題1

租税法 第十問 素点: 19  
偏差値: 54

問1

3/5

譲渡時における600万円を益金の額に算入する。  
600万円が資産譲渡時の通常得べき対価の額に相当する額だからである。  
(法人税法22条2項, 22条の2第1項, 4項)

問2

0/5

B社に移転した土地及び建物はB社に帰属移転として法人税法を適用する。  
(法人税法4条の6第1項2項, 4条7, 22条2項3項)

問3

0/5

当該債務の免除は一時所得に該当する。500万円から特別控除額50万円を控除した450万円をPの一時所得とする。  
(所得税法34条1項2項3項, 36条1項2項)

問4

3/5

令和3事業年度における課税標準額に対する消費税額から領収書記載の消費税額に係り消費税額39万円を控除する。  
(消費税法39条1項, 28条1項)



2
6

第1問 答案用紙<2>  
(租税法)

問題2

4/4  
4/4  
0/4  
1/4  
4/4

番号	○×欄	記述欄
①	⊗	当該対価は収益事業に係る対価であるから、Kに法人税の納税義務が生じる。 (法人税法4条1項)
②	⊗	益金不算入の対象となるものに係る外国源泉税等の額はA社、令和3事業年度の損金額に算入される。 (法人税法39条の2、23条の2第1項、69条1項)
③	⊙	法人税法54条1項1号、22条3項2号
④	⊗	当該電気陶器窯は事業の用に供した資産であって、雑損控除の適用を受けることはできない。 (所得税法72条1項、2項、3項)
⑤	⊙	(消費税法4条1項5項1号、28条1項3項1号)



3	
6	

第2問 答案用紙<1>

(租税法)

租税法 第十一問

素点: 41

偏差値: (単位: 円) 61.16

問題 1

当期純利益の金額

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A	43,250	.
器具備品B	1,925,000	.
ソフトウェアC	120,000	.
機械装置D	49,922	.
(外国通貨についての申告調整)	.	19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	70,000,000	.
F社株式	.	37,500,000
G社株式	.	12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)	.	1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金	.	6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権	.	220,000

法 17/20

所 4<sup>3</sup>/10

有 7/10

1.5点/問



第2問 答案用紙<2>  
(租税法)

4
6

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	17,982,500	.
(役員退職慰労金についての申告調整)	.	48,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 9. の(2)及び(3)について	.	30,588,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	58,296,000	.
[資料] 9. の(6)について	2,489,000	.
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	.
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料] 10. の(1)について	.	3,180,000
[資料] 10. の(2)について	.	2,000,000
(欠損金についての申告調整)	.	190,000,000
(その他の申告調整)	.....	.....
所得金額	.....	



第2問 答案用紙<3>  
(租税法)



問題 2

[問] 1.

- (1) 事業所得の総収入金額
- (2) 事業所得の必要経費の金額

(単位：円)

~~7,000,000~~

~~2,512,300~~

[問] 2.

- (1) 退職所得の金額
- (2) 給与所得の金額
- (3) 一時所得の金額
- (4) 雑所得の金額

~~6,700,000~~

~~4,200,000~~

~~850,000~~

~~1,500,000~~

[問] 3.

- (1) 扶養控除の金額
- (2) 雑損控除の金額
- (3) 生命保険料控除の金額

~~760,000~~

~~3,500,000~~

~~117,000~~

[問] 4.

丙の課税総所得金額

~~858,000~~



第2問 答案用紙<4>  
(租税法)

6
6

問題 3

(1) 課税標準額に対する消費税額

(単位：円)  
. 227,249,100

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

3,380,300,000

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

3,381,685,000

(4) 課税貨物に係る消費税額

. 156,000

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

. 196,822,583

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等  
にのみ要するもの

. 195,139,620

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等  
にのみ要するもの

. 223,080

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等と  
その他の資産の譲渡等に共通して要するもの

. 1,688,700

(9) 売上げの返還等対価に係る税額

. 1,025,700

(10) 貸倒れに係る税額

. 51,480

評	点